

(目的)

第1条 本会事業の一環として、竹富町観光協会ホームページへの有料バナー掲載を募り、観光関係機関向けに貸し出しを行い管理運営にあたり、本会事業運営資金とする。

(掲載期間)

第2条 原則として1年単位(4月1日～翌年3月31日)とする。

(募集期間)

第3条 随時募集とする。ただし、バナー広告枠が定数に達し次第締め切るものとする。

(掲載基準)以下に該当するバナー広告は掲載不可とする。

- 第4条
1. 責任または所在が不明なもの
 2. 社会的秩序を乱す表現あるいはコンテンツ
 3. 商標、著作権、写真等を無断で使用したもの
 4. その他、本会が不適切と判断したもの

(料金及びバナー規定)

- 第5条
1. 広告の掲載料は、1枠60,000円(1カ月当たり5,000円)
前期4月～9月 30,000円/後期10月～3月 30,000円
年度の途中から掲載した場合は、掲載月から年度内(3月分まで)の掲載料とする。
 2. 広告の掲載枠は、1事業者1枠とする。
 3. 広告の規格は横280ピクセル×縦120ピクセル。ファイル形式はjpgもしくはpngとする。

(申込方法)

- 第6条
1. 原則として、本会事務局へ申込書、掲載するバナーデータを添えて申し込むものとする。
 2. 申し込み後、広告掲載の適否を審査し、掲載の可否を決定の上、申込者に通知する。
 3. 広告掲載はバナー広告掲載料金納入後に掲載するものとする。
 4. 申し込みは先着順とし、定数に達し次第締め切るものとする。
 5. バナー広告のデータは、メールでの受取りまたは電子媒体での持込とする。

(禁止事項)

- 第7条
1. 有料バナー広告枠を使用する企業が運営または作成したインターネットサイト以外へのリンクを禁止する。

(途中解約)

- 第8条
1. 有料バナー広告枠を使用する企業が、使用期間中に本会を退会した場合や解約した場合、残存期間の使用料は返金しない。
 2. 使用する会員企業が、本会会費を滞納し、再三の催促にも拘わらず入金がなされない場合は、本会の規約に基づき退会したとみなし、当契約を解除し残存期間の使用料を滞納会費に充てる。

(管理体制)

第9条 竹富町観光協会公式ホームページの管理は、本会職員がその業務にあたるものとする。